

ドイツの狩猟（3）

——狩猟の対象となる動物——

野 島 利 彰

前回、狩猟動物の保護育成について述べたが、この保護育成の対象となる動物はもちろん、主として同時に狩猟の対象となる動物である。しかし、狩猟家が動物を射殺するのとは逆の役割、すなわち自然保護的任務を併せ持つことになってしまう最大の理由は、むしろ絶滅が心配されている動物を、狩猟法にいう保護育成義務により、自然保護法によるよりもずっと積極的に世話をしなければならない点にある。この意味で保護育成の対象となる動物は、直ちには狩猟の対象となる動物とはならない。一方またキツネのように、狩猟法が規定する狩猟の対象にはなりながら、保護育成の恩恵には浴さず、言わば害獣としてむしろ駆除の対象となり、ただひたすら射たれるだけの存在もある。このように狩猟の対象となる動物、ならびに、例えば年間を通じて禁猟という扱いで、狩猟家による保護育成の対象となる動物は、連邦狩猟法ないし各州の狩猟法で詳細に規定されている。

ドイツ連邦狩猟法（Bundesjagdgesetz=BJG）はその第1条で狩猟動物（Wild）を「野生の状態で生息し、かつ狩猟法の規定に従う動物」と定義し、第2条で、該当する動物名を列挙し、哺乳類に属する狩猟動物25種、鳥類に属する狩猟動物23種を挙げている。狩猟の対象となるこれらの動物、計48種の目録は不変ではなく、その時々状況に合わせ、法改正の手続きにより改定を受けている。例えば、現行のBJG以前に効力のあった帝国狩猟法（Reichsjagdgesetz）の狩猟動物目録にはまだヒグマが挙げられており、さらにはフクロウ、ペリカン、ウミツバメ等が狩猟対象となっていた。1956年に制定された

野 島

BJG でこれらの狩猟動物が削除され、替わってエゾイタチ (Hemelin) 等 3 種が付け加えられた。さらに1976年の改正により数種が狩猟動物の目録から外され、狩猟そのものを規制する方向に合わせ、厳密を期するために狩猟動物の学名が付加された。各州では BJJ 2条2項により BJJ の規定を越えて、州狩猟法の狩猟動物目録にさらに動物を追加することが出来る。例えば、バイエルン州では BJJ に規定されていないアライグマ、カケスを狩猟動物に加えている。

しかしながら、たびたび述べているように、ある動物が目録に載っているからといって、直ちに現実の狩猟の対象になる訳ではなく、それは単にその動物が狩猟法の規定に従う動物であることを意味するに過ぎない。つまり、射つことが許される場合ばかりではなく、一般的な保護育成の義務、年間を通じての禁猟措置、違反に対する刑法罰 (密猟罪) 等により、自然保護法によるよりもはるかに厳しく動物を守るべきことを意味している。事実、ドイツの自然保護政策では、絶滅した動物については自然保護法¹⁾ で規定し、絶滅する恐れのある動物を狩猟法で保護する方針が採られている。もちろん狩猟法で規定される動物はかつて狩猟動物であったものか、少なくとも狩猟の対象になり得た鳥獣類である。それ以外の、昆虫・爬虫類を含めた小動物は1976年に制定された種保護法 (Artenschutzgesetz) によって保護されている。もちろんこのような、本来の法律によらない自然保護の方法については色々と議論があるようである。しかし、狩猟家を自然保護家に変じることが出来る点と、密猟に対して刑法による威嚇がある点で、狩猟法には他の自然保護法にはない実効性が備わっている。

ところで BJJ 1条に言う「野生の状態に生息する」動物であるが、これは必ずしもドイツにもともと生育する動物のみを意味してはいない。17, 18世紀の王侯たち、あるいは後世の狩猟家たちは、狩猟の対象を増やすために様々な動物 (例えばニホンジカ、ダマジカ、アメリカビーバーなど) を外国から移入したが、こうした動物も狩猟法の目録に記載され、猟区に「野生の状態に生息する」限り狩猟動物 (Wild) である。この点で「野生」という語の持つイメージ

ドイツの狩猟 (3)

は私たちが想起するものとかかなり食い違っている。この語は本来「家畜」の反対概念、「家畜でないもの」を指しているように見える。「家畜」はヨーロッパの牧畜文化の中で歴史的に形成されたが、「野生」はいわばその否定として、つまり家畜ではないもの、あるいは家畜に害を与えるものとして、同時に同じ文化の中で生まれたと考えることができる。しかし、「野生」という語は、ヨーロッパにあっては、単に「家畜」の否定として形成されたばかりではなく、むしろそれ以上に狩猟文化の側で積極的に「野生」の意味を与えて来たのである。ここでは逆に「野生」が積極的に「家畜」に対応し、自然の中で自由に生きているものが「野生」で、それ以外もの、つまり、従順に人間の意に従うものが「家畜」である。このように積極的な意味付けがあったからこそ、移入した動物を手厚く保護し、増殖した後で狩猟用の動物として「野生」の扱いをしても、何ら矛盾を感じないのであろう。家畜と狩猟動物を区別する境界線がたとえ曖昧であるように見えても、この境界は厳然と存在したのであろう。それこそ「家畜」と「野生」を区別しようとする明確な意志、すなわち狩猟文化そのものである。

しかし、家畜以外であれば全て狩猟動物として射つことの出来た時代は、その対象となる動物の全般的な減少、一部の動物の絶滅によって終わった。ここに、射つことが許される動物を法律によって一定の範囲に制限する思想が生まれ、その結果、家畜にも狩猟動物にも属さない第三の動物群が成立した。これが保護されるべき動物である。環境問題と自然保護問題が地球的規模で語られるようになると、動物は人間が利用するために造られたとする、ヨーロッパに普遍的な聖書の考え方が修正され²⁾、動物も人間と共にこの地球に生を享けた存在と認識され始めた。この思想は狩猟から牧畜業・漁業に至る動物を相手とする業の全てに対して制限的に働き、保護するべき動物の範囲をますます広げた。最近増えて来た自然保護団体と狩猟家との衝突にこれが端的に現れている。前回述べたように、狩猟家は狩猟動物に害を与える恐れのあるハシボソガラスとカケスとカササギを、狩猟動物を保護し狩猟する権利を守ることを理由に、銃を使って駆除している。自然保護団体から見れば、これは謂れのない殺生で、

野鳥

カラスやカケス・カササギにとっては他の野鳥の卵や雛を襲う³⁾ことは種に定められたその生き方であって、外に選択の余地がないので、駆除の根拠にはなり得ない。西ドイツが1986年E Cの鳥類保護規準を承認し、それを連邦法の種保護法に盛り込むことになったため、狩猟家はこれら三種の鳥を射つことが出来なくなった。しかし、政治家内の狩猟家を含めた狩猟ロビーの圧力の結果、自然保護団体の猛反対にも拘わらず、結局は州のレベルでこれらの〈害鳥〉の駆除が再び認められ、繁殖期を除いて射てることとなった⁴⁾。この事件は、地球上の生物について新しい考えが生まれたため、新たに狩猟の対象は何か、自然保護の対象は何かの確定を求める、言わば境界線争いと言える。

このように、動物を扱うことを全く業としない自然保護団体が、かつて「餅は餅屋」式に独占的に家畜や狩猟動物を〈消費〉してきた牧畜家や狩猟家に対し、人間中心的な動物の扱い方に積極的に抗議し、もの言わぬ動物の側に立ちとうとしている。これは、森林枯死が問題となった際に、自然保護団体が「樹は投票に行けない」という形で、樹の側に立ったのと全く同じ論理が働いている。

さて、西ドイツで具体的にどんな動物が狩猟の対象となっているのか、ここで連邦狩猟法に記載されている動物名を挙げて置こう。

- 哺乳類 * ヨーロッパバイソン Wisent (*Bison bonasus* L.)
* ヘラジカ Elchwild (*Alces alces* L.)
アカシカ Rotwild (*Cervus elaphus* L.)
ダマジカ Damwild (*Dama dama* L.)
ニホンジカ Sikawild (*Cervus nippon* TEMMINCK)
ノロシカ Rehwild (*Capreolus capreolus* L.)
シャモア Gamswild (*Rupicapra rupicapra* L.)
* アルプスアイベックス Steinwild (*Capra ibex* L.)
ヨーロッパアルガリ Muffelwild (*Ovis ammon musimon*
PALLAS)
ヨーロッパイノシシ Schwarzwild (*Sus scrofa* L.)

ドイツの狩猟 (3)

- ノウサギ Feldhase (*Lepus europaeus* PALLAS)
- * ユキウサギ Schneehase (*Lepus timidus* L.)
- ◎アナウサギ Wildkaninchen (*Oryctolagus cuniculus* L.)
- * ナキウサギ Murmeltier (*Marmota marmota* L.)
- * ヨーロッパヤマネコ Wildkatze (*Felis silvestris* SCHREBER)
- * オオヤマネコ Luchs (*Lynx lynx* L.)
- ◎キツネ Fuchs (*Vulpes vulpes* L.)
- ムナジロテン Steinmarder (*Martes foina* ERXLEBEN)
- ブナテン Baummarder (*Martes martes* L.)
- ケナガイタチ Iltis (*Mustela putorius* L.)
- エゾイタチ Hermelin (*Mustela erminea* L.)
- コエゾイタチ Mauswiesel (*Mustela nivalis* L.)
- アナグマ Dachs (*Meles meles* L.)
- * カワウソ Fischotter (*Lutra lutra* L.)
- アザラシ Seehund (*Phoca vitulina* L.)

鳥類

- ヨーロッパヤマウズラ Rebhuhn (*Perdix perdix* L.)
- コウライキジ Fasan (*Phasianus colchicus* L.)
- * ヨーロッパウズラ Wachtel (*Coturnix coturnix* L.)
- * ヨーロッパオオライチョウ Auerwild (*Tetrao urogallus* L.)
- * クロライチョウ Birkwild (*Lyrurus tetrix* L.)
- * ラッケルライチョウ Rackelwild (*Lyrurus tetrix* x *Tetrao urogallus*)
- * エゾライチョウ Haselwild (*Tetrastes bonasia* L.)
- * ライチョウ Alpenschneehuhn (*Lagopus mutus* MONTIN)

野 鳥

- シチメンチョウ Wildtruthuhn (*Meleagris gallopavo* L.)
ドバト (ハト科) Wildtauben (Columbidae)
コブハクチョウ Höckerschwan (*Cygnus olor* GMEL.)
ガン (マガン属およびシジュウカラガン属) Wildgänse
(Gattungen *Anser* BRISSON und *Branta* SCOPOLI)
カモ (マガモ亜科) Wildenten (Aatinae)
* アイサ (アイサ属) Säger (Gattung *Mergus* L.)
ヤマシギ Waldschnepfe (*Scolopax rusticola* L.)
オオバン Bläßhuhn (*Fulica atra* L.)
カモメ (カモメ科) Möwen (Laridae)
* カンムリカイツブリ Haubentaucher (*Podiceps cristatus* L.)
* ノガン Großtrappe (*Otis tarda* L.)
* アオサギ Graureiher (*Ardea cinerea* L.)
* タカ (タカ科) Greife (Accipitridae)
* ハヤブサ (ハヤブサ科) Falken (Falconidae)
* ワタリガラス Kolkrabe (*Corvus corax* L.)

*は年間を通して禁猟 ◎は禁猟期間なし

上の表で哺乳類についてはすべて種名が挙げられているが、鳥類では一部に科名・属名が用いられている。これは例えばマガモ亜科(17種)に見られるように、その中に含まれる多数の種を挙げずに、科名・属名でそれを代表させているからである。また、上の表で哺乳類・鳥類とあるのは原文ではすでに狩猟用語で、それぞれ Haarwild, Federwild と書かれている。また、動物名の一部が狩猟用語で表されている。現在および過去において主要狩猟動物であったもののみが、語尾に -wild を持つ狩猟用語で示されている。ここで主な狩猟動物を解説して置こう。

ドイツの狩猟 (3)

<ヨーロッパバイソン> アメリカバイソンの近縁種。かつてはヨーロッパ全土に生息していたが、コーカサスバイソンは1921年、野生の平地バイソンは1919年に絶滅。1924年にわずか54頭が飼育されていた。現在ポーランドのピアロヴィエザの森林地帯に、群れとしては最大の250頭が生息。ソ連西部でも群れ定着への努力が行われている。動物園に飼育されているものも含め、ヨーロッパ全土で1974年に1664頭の生存が確認された。生息域としては混交林を好む。性質が荒く、怒りやすいため、猟には危険が伴ったが、それだけに勇壮で、仕留めた者には大きな名誉となった。

<ヘラジカ> 現在の西ドイツには野生には存在しない。かつての東プロイセンでは定住狩猟動物(Standwild)。東ドイツでは年々増加しつつある。生息条件が良いためソ連ではかなり増加。ポーランド、スカンジナビアでも分布域が広がっている。シカの類では最大の体軀を持つ。大森林ないし湿原地帯に住む。餌は主に小枝、木の葉、樹皮。84年度射殺頭数 スウェーデン 143,780頭、フィンランド 55,000頭、ノールウェー 24,200頭。

<アカシカ> 西ドイツでは北部ドイツの低原地帯(例 リューネブルク原野)、中部および南部の山岳林(例 ハルツ山、アルプス)に多数生息。東ドイツ、その他の東欧諸国、オーストリア、スイス、イタリア北部、スペインでも生息数多い。身を隠す木立のある森林地帯を好む。餌は草、木の芽、木の実、新枝など。時に畑に出て根菜類を食い荒らし、植林地帯で木の苗を食い、林業樹木の樹皮をかじり、農林業に被害を与える。体長約2 m、高さ1.3 m、平均体重110 kg。角は9月までに出来上がり、翌年の春に抜け落ちる。角には始め皮膚が着いている。その皮膚が乾く7、8月に、これを樹木の幹にこすりつけて落とす。角は生え替わるたびに大きくなり、最大で重さ6 kg、長さ1 mに達する。狩猟家にとって、良い形で、枝が十分にある、大きな角を得ることが、最高の喜びである。85年度射殺頭数 西ドイツ 31,396頭、オーストリア37,942頭、東ドイツ 22,245頭。

<ダマジカ> 西ドイツ北部、東ドイツ、デンマーク、ハンガリーに生息。氷河期前は全ヨーロッパに存在したが、氷河により小アジア半島に移動。西暦

野 鳥

150～450年にローマ人によってイギリスにもたらされ、後に、主に17世紀から、イギリスないし南ヨーロッパを通して全ヨーロッパに移入される。適応力が良く、病気に強いので各地で増加の傾向にある。また、日々の生活を乱す障害にも強いので、過敏なアカシカの住めない場所にも生息できる。しかし、目も耳も良く利くので、猟が難しい。食性はアカシカに似る。体長1.4 m、高さ1 m、体重80～130 kg。角が枝状ではなく、シャベル状になる点と、体の赤茶の毛に丸い白い斑点が特徴。なだらかな起伏がある土地で、森と草原とが混じり合う公園的風景を好む。85年度射殺頭数 西ドイツ 12,669頭、東ドイツ 12,831頭、チェコ 3,780頭。

<ニホンジカ> 19世紀末から20世紀始めにかけて、日本、中国などの東アジアからドイツに移入。西ドイツに現在約1600頭が生息。他のヨーロッパ諸国にもごく僅か存在。姿はダマジカに似るが、生態はアカシカに似る。85年度射殺頭数 西ドイツ 771頭。

<ノロシカ> 全ヨーロッパに生息。天敵である大型の食肉動物がいなくなったため、生息数が極めて増加。スカンジナビアではその生息域が年々北部に拡大。他のシカ類の減少により、狩猟家の関心がノロシカに寄る。体長1 m内外、高さ70 cm、体重15～32 kg。他の大型反芻動物と異なり、草地全体を食いつくすのではなく、葉一枚ずつ、木の芽一つずつというように、選択的な食い方をする。春と夏には草、低木の若葉、秋にはいろいろな木の実、きのこ、冬には雪の下の冬越しの穀草、冬芽、軟樹の樹皮、コケ類。時には食害により植林地に大きな被害を及ぼすことがある。85年度射殺頭数 西ドイツ 717,927頭、東ドイツ 169,857頭、オーストリア 211,975頭。

<シャモア> アルプス、ピレネー、アペニン山脈に生息する高山動物。高山地帯の森林限界以上が生息域。体長1.2 m、高さ80 cm、体重22 kg、手かぎ状の、高さ15 cm程度の角は抜け落ちず、年輪が形成される。肉は他の動物に比べ臭みが強い。餌は高山植物、コケ類、ハイマツの針葉。登山家のリュックはアルプスのシャモア猟の装備から発展したと言われている。南ドイツの民族衣装に現れる、シャモアの髭(Gamsbart)と呼ばれる帽子飾りは、実は髭で

ドイツの狩猟 (3)

はなく、シャモアの背に生えるやや硬い毛。量が少ないので、簡単には飾りにならない。85年度射殺頭数 西ドイツ 3,739頭, オーストリア 25,686頭, スイス 15,393頭。

〈ヨーロッパアイベックス〉 ヨーロッパの高山の岩場にのみ住むヤギ属の高山動物。中世の末にほぼ絶滅。今世紀初め以来の保護増殖政策により現在スイス, イタリアのアルプス山脈に合計14,000頭が生息。西ドイツではベレヒテスガーデンなど数ヶ所に移植中。雌雄共にサーベル状の, 長さ70 cm程の角を持つ。体長140 cm, 高さ80 cm, 体重80~120 kg。極めて敏捷に岩場を登る。

〈ヨーロッパアルガリ〉 コルシカ島およびサルジニア島の原産。ヒツジ属の野生種で山地を好む。今世紀初頭にドイツに移入, その後増加。今日ほとんど土着動物と言える。中部山地に多い。林内の草地を好み, 林内をあまり離れない。雄の, 長さ80 cm程になるカタツムリ状の角が特徴。体長120 cm, 高さ70 cm, 体重35~40 kg。餌は草, イラクサ, エニシダ, 木の葉, 針葉, 時に樹皮。85年度射殺頭数 西ドイツ 1,974頭, 東ドイツ 2,559頭, チェコ 5,890頭。

〈ヨーロッパイノシシ〉 ヨーロッパ全土に古くから生息する。日本のイノシシよりやや大型。体長は最大180 cm, 高さ110 cm, 体重200 kg程になる。雑食性。木の実, ヤマゴボウの根, 草, ネズミ, 甲虫の幼虫, 腐肉。よく畑を掘り荒らして, 作物を食うので, 農業には害があるが, 土をほぐし, 昆虫やネズミを取るので, 林業にはむしろ有益。昼間はヤブの奥や草の茂みに潜み, 夕方から夜に出歩いて餌を摂る。農業への加害を防止するため, およびイノシシ狩を行いやすくするため, 普通はイノシシのいる森林地域を金網で囲う。繁殖力が強く, 年に一回, 栄養状態が良ければ年二回, 一度に3~8匹の仔を生む。85年度射殺頭数 西ドイツ 70,119頭, 東ドイツ 126,821頭。

〈キツネ〉 ヨーロッパ全土に分布。森と草地が交互に現れる地形を好む。林内で下草の多い場所, あるいは岩の割れ目などに巣穴を作るが, 天候の悪い時にしか入らず, 普段は昼間ヤブの中や日溜まりで寝ている。肉食性であるが, 繁殖期には植物性の餌も摂る。ネズミからノロシカの仔まで, 小鳥からキジま

野 島

で、小動物なら何でも食べる。その他、昆虫、トカゲ、野生の果物、死んだ動物などを食う。年一度、3～8匹の仔を生む。狂犬病の主たる媒介者であるため、その生息数の制限が求められている。85年度射殺頭数 西ドイツ 186,469頭、東ドイツ 90,883頭、スウェーデン 43,100頭。

<ヨーロッパオオライチョウ> 環境の悪化により生息条件が乱され、急激に数が減っている。樹木の密な大きな森林の、静かで落ち着いた場所を好む。アルプスの山岳林、中央山地などにわずかに生息。北欧にはなお多く存在。雄は日本のキジのように派手な色を持つが、基調となる色は黒。羽根を広げた時の大きさ120～140 cm。体長は最大で90 cm、体重4～6 kg、餌は木の芽、若い松葉、広葉樹の若葉、キイチゴ類、また昆虫、イモムシ類。繁殖期に雄が、山際の空が白み始めるころ、前夜から泊まっていた目立つ独立樹木の枝に出て、縄張りを宣言して、多彩な旋律の歌を歌う。歌に合わせて尾羽根を広げ、枝上を踊り歩く⁵⁾。85年度射殺数 スウェーデン 46,030羽、フィンランド 39,000羽、オーストリア 709羽。

* 射殺頭数は全て狩猟家手帳 (DJV Handbuch 1987) による。

学名は生物学ないし動物学に基づく科学的分類であり、その意味で普遍妥当性がある。これに対し、狩猟においては、科学に合致する分類とは別に、専ら狩猟にしか通用しない、特殊な分類が存在する。もちろん特殊な分類には特殊な用語が必要であり、狩猟用語はこうした分類の集積したものと言える。この分類とその基準を知ること、すなわち狩猟用語の解析は、狩猟家的世界観を知るための一つの重要な手段であろう。ここで、非常に具体的な分類、狩猟動物の狩猟家的分類を見よう。

特殊な分類(1) ひづめ動物 (Schalenwild)

連邦狩猟法2条3項に「ひづめ動物 (Schalenwild) に属する動物は……」とあるが、この<ひづめ動物>とは上表の狩猟動物のうち蹄が二つに割れている偶蹄目に属する動物で、表のヨーロッパバイソンからイノシシまでを含んで

ドイツの狩猟 (3)

いる。この中でイノシシ以外はすべて反芻動物である。狩猟法がわざわざこの語をここで取り上げているのは、同法の以下の規定の中に何度も登場する、狩猟にとって重要な概念だからである。例えば、これらの動物に対しては散弾の使用が禁止⁶⁾され、銃弾の最小径⁷⁾が決められ (BJG 19条)、これらの動物が農林業に害を与えた場合には、狩猟行使権者に損害賠償責任が生ずる (BJG 29条)。ひづめ動物は現在ドイツに生息する大型動物で、保護動物であるヨーロッパバイソンを除いて、狩猟の対象として最も好まれる動物である。かつてはヨーロッパバイソン以外に、野牛の一種であるオーロクス (Auerochse) やヒグマ (Braunbär. *Ursus arctos*) が大型動物として存在したが、オーロクスは1627年にヨーロッパから完全に姿を消し、ヒグマはドイツでは1835年に絶滅し、ヨーロッパバイソンも1924年に絶滅した。こうした大型動物が多数生存している時代には、狩猟の醍醐味はこれら危険な動物を狩る勇壮さにあるとされ、猟師に刃向かうことのない鹿類はあまり重要視されなかった。しかし、大型動物の減少とともにアカシカ猟が〈最高の狩猟〉になった。現在でも、その立派な角を求めて大きな雄鹿を倒すアカシカ猟は、現代のドイツ狩猟家の憧れである。

ひづめ動物はまた、野生の大型草食動物である。草食動物は肉の提供者として肉食動物の餌食になるのが常であるが、中部ヨーロッパには大型肉食動物が存在しないため、人間が言わばその代役を務めている。殺されたひづめ動物は、古くから家畜肉の不足を補うのに非常に便利な、臨時の大量肉放出者であった。17, 8世紀の王侯たちは、単に狩猟で動物の大量虐殺を楽しんだばかりでなく、その肉を都市に運んで売り捌いたのもあった⁸⁾。現在も狩猟動物の肉は狩猟肉 (Wildbret) として消費されている。

ひづめ動物は良い肉を提供するが、皮は人間を冬の寒さから守る毛皮にはならず、革製品か敷皮にしかならない。イノシシの皮は革製品にもならず、そのままの形で敷皮に使うのみである。用途の別が名称に現れている。ひづめ動物の皮は、イノシシを除き、Decke と言い、イノシシの皮は Schwarte, 毛皮となる肉食動物の皮は Balg と言う。従って、ひづめ動物は皮の用途による分類

でもある。

特殊な分類(2) 高狩猟動物 (Hochwild) と低狩猟動物 (Niederwild)

同じく BJK 2条4項に「高狩猟動物にはノロシカ以外のひづめ動物およびヨーロッパオオライチョウ、イヌワシ、オジロワシが属する。その他すべての狩猟動物は低狩猟動物に属する。」と規定されている。この高狩猟動物と低狩猟動物の二つの区別は、単なる体の大きさの違いではない。それはノロシカが除外され、オオライチョウ等の鳥類が加えられていることから分かる。実は両者の区別は歴史的である。6世紀頃から王権による禁制林の設置が始まったが、農民たちが入会権の形で伝統的に使用権をもつ共有林では、なお自由な狩猟が続けられていた。禁制林ではその所有者である王が狩猟権を持ち、任意に林内の動物を狩っていたが、王は其中で価値ある動物、あるいはそれを倒すことが名誉になる動物を、特に自己専用の狩猟動物とし、その他の動物を貴族や禁制林を守る狩猟官の手に委ねた。ここに王の動物である高狩猟動物と、貴族たちが狩る低狩猟動物との二つの区別が生じた。しかし、両者の区別は厳密なものではなく、各々に属する動物は王の恣意と時代の流行に従って変化した⁹⁾。13, 4世紀頃から一元的支配を打ち立てた領邦君主は、貴族所有林と共有林を含め、全土に狩猟高権を主張し、禁制林の思想を拡大した。その結果、高狩猟動物はすべて領邦君主の狩猟権の下に置かれ、低狩猟動物のみがその土地の所有者の自由に任された。このような歴史的区別は狩猟高権の廃止後も生き続け、狩猟法の中に定着したのである。それ故、高狩猟動物の Hoch- は、まず第一に「高貴な」という観念を与えているはずである。

従って、高狩猟動物に対しては、その鳥類を含め、必ず銃弾を用い、十分に殺す力を持たない散弾を用いてはならないのである。このような狩猟に際しての様々な自律的な規則は、同じく宮廷狩猟文化の中で形成されたドイツ狩猟家精神 (deutsche Waidgerechtigkeit) の形で集大成されている。

ところで、この歴史を帯びる区別規定の現実的な意味は、第一に、各州法で定められる猟区の賃貸契約の期間の問題である。つまり、高狩猟動物のいる猟

ドイツの狩猟 (3)

区であれば、例えばバイエルン州のように、契約期間が最低12年と、そうでない場合の9年に比べ長くなる。第二は賃貸料の問題で、高狩猟動物がいる猟区は低狩猟動物の猟区に比べ賃貸料が高く、これは、例えば、農民たちが土地を持ち寄って組織している狩猟組合の収入に関係して来る。ここでもなお高狩猟動物の高貴性が賃貸料の高さの形で生きているようにも見える。なぜなら、一頭当たりの肉の量が大幅に違うにせよ、キロ当たりの肉の価格は、低狩猟動物のノロシカ（12マルク）の方がアカシカ（10マルク）より高い¹⁰⁾のである。しかし、アカシカが高狩猟動物たりうるのは、その肉によってではなく、腹の足しにはならないが、誇りという精神の足しにはなる、角によってである。

特殊な分類(3) 食肉性狩猟動物 (Raubwild) と有害動物 (Raubzeug)

現行の連邦狩猟法23条は狩猟保護を規定し、「狩猟保護とは、狩猟動物をとりわけ密猟者、餌不足、疫病、野良犬、野良猫から守り、さらには、狩猟動物ならびに狩猟の保護のために公布された法規が順守されるよう配慮することである。」と述べているが、1976年の法改正以前には「密猟者」の後ろに「食肉性狩猟動物」(Raubwild)、「疫病」の後ろに、「有害動物」(Raubzeug)の二語が付加されていた。この二語が削除された経緯については後述するとして、まず語の意味を述べよう。

ひづめ動物はその肉が賞味の対象にもなり得るので、食肉としての経済的価値がある。これはウズラやキジの肉についても当て嵌まる。従って、狩猟家は獲物を手にした際に、それが食肉価値を失わないよう、まず内臓を除去する等の処理を行うし、また、食肉として流通し得るか否かを判断出来る食肉検査の知識をも持っている。このように入念に食肉価値を問題とする点を考えると、前回のドイツの狩猟(2)でも述べたが、狩猟は牧畜・養鶏と大差がなくなってしまう。従って、このように経済的価値のあるひづめ動物や狩猟鳥を襲う動物、すなわち食肉性狩猟動物と有害動物とは、狩猟という産業に害を与える動物である。その点では、昆虫の中でイネを荒らす昆虫を、私たちが特にイネの害虫と呼ぶのと、全く同じ論理であり、極めて恣意的な分類である。

野 鳥

〈食肉性狩猟動物〉は、狭義では、餌として他の動物を捕らえて食う食肉目の動物で、狩猟法に規定されており、上の表で、オオヤマネコからカワウソまでを含む動物である。広義では、さらに食肉性の猛禽類（タカ・ハヤブサ）と狩猟法の規定を受けていない食肉目の動物が加わる。後者には現在ほとんど絶滅してしまったヒグマとオオカミ¹¹⁾、さらに外国からの移入動物であるアライグマとタヌキが入る。鳥類を除いた食肉性狩猟動物は、他の狩猟動物や家畜に対する加害性の故に、害獣として長いこと駆除の対象となっていた。しかも、ここに属する多くの動物の冬毛が毛皮として高価なため、乱獲され絶滅し、あるいはその危機にある種が増えて来た。カワウソはドイツ全土でわずか500頭ほどしか生存せず、ヨーロッパヤマネコに対しては現在増やす努力がなされている。

この食肉性狩猟動物の中でキツネだけは現在でもなお駆除の対象で、一年を通じて狩猟が許されている。キツネがかくも苛酷に扱われるのは、キツネが人間の攻撃に対して抵抗力があり、なお増え続けているから、という理由ではないであろう。なぜなら、禁猟期間がないとは言え、子育ての中の親ギツネは、仔ギツネが独立するまで、射ってはならないからである。つまり、一方で僅かではあるが増殖の手段を講じているのである。苛酷な取り扱いの理由はむしろ、キツネに対する人間の憎しみにあるように見える。近世に行われたキツネ狩りにその一端を窺うことが出来る。当時の王侯の狩猟は、一般的に、同時に見物するものであった。それ故、見物席を設けた一定の場所に多数の動物を追い込み、それを殺戮するのを見て楽しむのである。その際、他の狩猟動物には槍や銃が使われたが、キツネには別の方法が採られた。つまり、場内に追い込まれて来たキツネを、二人一組で地面に網を敷いて待ち構え、網に乗った瞬間に網ごとキツネを持ち上げ、二人で網を使って少しずつキツネを高く跳ね上げ、一番高く上がったところで、網を引っ込め、キツネを地面に激突させて殺したのである¹²⁾。この殺し方には狩猟に含まれる〈殺す喜び〉以外のものが、明らかに付け加わっている。あるいは、バイエルンの狩猟の格言「お前の猟区にキツネを一頭見付けたら、猟区には、キツネがたくさんいると思え。一頭も見付か

ドイツの狩猟 (3)

らなかったら、それでも十分にいると思え¹³⁾。」にもやはりキツネに対する敵意が感じられる。恐らくキツネへの憎悪は、家畜を襲う例で分かるように、その生存が一部で人間と競合すること、また、キツネが民話「ライネケギツネ」に表現されるような悪知恵の持ち主であるところから来たのであろう。

〈有害動物〉は、狩猟法に規定されていず、他の自然保護法規による保護も受けていない動物で、ひづめ動物や狩猟鳥等の有用な狩猟動物の仔や卵を襲って、狩猟に害を与え、それによって狩猟家による保護育成の努力を妨害する動物である。ここにはカラス科に属するハシボソガラス、カケス、カササギ、ニシコクマルガラス等の鳥類、移入動物で雑食性のアライグマとタヌキ、さらに野良犬、野良猫が含まれる¹⁴⁾。法律の規定を受けていない、の具体的意味は、狩猟家が猟区内にいるこれらの動物を、期間等の制限なしに殺すことが許さる、ということである。

カラス・カケス・カササギについてはすでに述べたので、ここでは触れない。アライグマとタヌキはいずれも毛皮獣として輸入されたが、養殖場から逃げ出し、天敵がいないため急速に増えたものである。自然界の秩序を乱すよそ者であるばかりでなく、卵はもちろん、時にはノロシカの仔を食う狩猟の敵でもあるので、駆除の対象である。

〈野良犬〉とは、単に飼い主のいない犬ばかりでなく、猟区内で飼い主の支配を離れて徘徊ないし獲物を漁っているイヌのことである。猟犬は狩猟の途中その命令に服して、何時間でも単独で飼い主の帰りを待っていることがあるので、飼い主が単に近くにいないだけでは、その支配を離れていることにはならない¹⁵⁾。

〈野良猫〉とは、飼い主の有無にかかわらず、現に人間が居住している家屋から 200 m (一部の州 300 m) 以上離れたところにいる (ハンブルク州、バーデン・ヴュルテンベルク州では、「かつ獲物を漁っている」) ネコである。この定義に合致する限り狩猟家は犬・猫を殺すことが出来る。

狩猟家のイヌとネコに対する態度はかなり差がある。ネコに対してもやはり敵意が感じられる。前回の保護育成の項で引用した W. Nordheim の Das

野 島

jagerische Jahrでも捨て犬については、保護して貰い手を見付けてやるよう勧めているが、捨て猫については、二年でもう村から遠く離れて獲物を探して歩くから、早めにワナと銃を使って殺すよう説いている¹⁶⁾。

以上が狩猟動物およびその特殊な分類である。分類し、二つの部分に分けるために引かれる線は、決して固定したものではなく、かなり流動的である。ことに自然保護の側からの線引きが強くなり、狩猟家は自分たちの権利が奪われるのではないかと、かなりの危機感を抱いている。自然保護が狩猟家に与えた影響を、食肉性狩猟動物と有害動物の二語が、1976年の改正により連邦狩猟法23条から削除された例に見ることが出来る。削除の理由は、公式的には、「とりわけ」の一語を挿入することで、例示である上記の二語を敢えて掲げなくとも、これが23条の趣旨に削除前と同様に含まれるので、不必要であるから、と説明された¹⁷⁾。しかし、これは同年に連邦種保護法が施行されたことから分かるように、実際には押し寄せる自然保護の波に、狩猟法が対処した結果である。現代では、ただ狩猟に害を与えるという理由だけで、ある動物をむやみに殺すことは許されない。それは余りにも人間の身勝手な行為である。しかも、その動物にとって生存に必要な行為に、明瞭な価値判断を含んだ Raub- (略奪) なる語を一方向的に付与し、この動物が生まれながらにして悪であるかのような観念を与えて、これを殺すことを正当化している。時代を先導すべき国家はもはや、このような反自然保護的な言葉をその法文中に用いることは出来ない。これが恐らく削除の真の理由であろう。狩猟家が Raubwild, Raubzeug なる語を公的に失ったことは、かれらの価値判断がもう一般には通用しなくなっていること、あるいは狩猟家がそのような言葉を使える特権的立場でなくなったことを示している。

連邦狩猟法は狩猟動物の名の下にヨーロッパバイソンの名を掲げている。しかし、ヨーロッパバイソンは絶滅した動物で、現在ドイツでは動物園でしか見ることは出来ない。従って、狩猟家の誰一人としてこれを射つことが出来ないのであるから、狩猟法の目録に載せることは自然保護的配慮と言うことも出来

ドイツの狩猟 (3)

ない。これは単に、バイソンと勇壮に戦った王侯たちの夢の名残である。だからこそ、既に架空の動物に近いヨーロッパバイソンを、貴族的な雰囲気のある高狩猟動物の一員に相変わらず加えているのである。ここに、非現実的存在である Wild (野生動物=狩猟動物) から始まる、狩猟の虚構性の集約を見ることが出来る。

(88年5月)

注

- 1) 例えばヨーロッパビーバーはかつて毛皮よりもむしろ、万能薬あるいは香料として高価であった、生殖腺から出る分泌物(海狸香)を求めて乱獲され、ドイツ国内では19世紀半ばに絶滅した。1966年に自然保護団体がヴォルガ河畔に生息する種を輸入し、さらにその後フランス産のビーバーを加え、ニュルンベルク帝国林とイン川流域に繁殖地を設け、増加に努めた。現在バイエルン州には450匹程度が生息していると推定され、自然保護法による保護動物である。Süddeutsche Zeitung (以下SZ). 87. 12. 31.
- 2) この修正をある母親の言葉の中に端的に読み取ることが出来る。1983年6月、熱心なプロテスタントの信者で、三人の子供の母親である Bettina Krems-Hemesath は二人の仲間とともに、森林枯死と公害病を引き起こす大気汚染に対する政治家の即時の対応を求めて、憲法裁判所に訴えを起こした。裁判そのものは「訴え自体が認められない」という形で、却下されたが、彼女は戦いを一向に諦めようとはしない。「私の信仰が諦めてしまうことを禁じています……私たちはハノーバ信徒会議で生命への回帰を祈りとともに誓ったのです。それは私には、被造物(Schöpfung)が死んで行くのをもはや戦わず(kampflos)に甘受する訳にはいかないことを、意味するのです。」Bolsche, J (hg.): Das gelbe Gift. SPIEGEL-Buch, Rowohlt Verlag, 1984, S. 67.
- 3) カラス類がどの程度ほかの野鳥の卵や雛を襲って生きているのか、自然保護団体と狩猟家ではその推定値は大幅に異なる。前者はカラスの餌のうち卵や雛の占める割合は0~8%と主張するのに対し、狩猟家はカラス類が原因となる例えばウズラの卵の損失は30~50%と言う。また狩猟家は狩猟鳥ばかりでなく、数が激減しつつある種に対するカラス類の危険を訴えるが、もちろん自然保護団体の意見は異なる。Allgemeine Forst Zeitschrift. 87. Nr 19.
- 4) 各州はカラス類の射殺の許可を議会による立法ではなく、州政府による命令、すなわち政令(Verordnung)の形で行っている。バーデン・ヴュルテンベルク州の政令によれば、ハンボソガラス(Rabenkrähe)とカササギ(Elster)のみを87年12月中旬から88年3月末まで射つことが許可され、カケス(Eichelhäher)は除外され

野 島

た。また狩猟家は兩種の鳥について射殺数を、管轄する政府機関に報告するよう義務付けられた。ヘッセン州では射殺した兩種を狩猟家が自己の所有とすることが禁じられた。Pirsch. 87. Nr. 26.

- 5) 狩猟作家 Ganghofer によれば、山岳でのヨーロッパオオライチョウの猟がもっとも美しい猟である。「雄が歌と踊りに夢中になっているところを射ち落とす。急に歌が止み、銃の音が雪を頂く周囲の山々に幾重にもこだまするなかを、黒い姿がクルクルと回りながら高い緑のモミの木から落ちる。」Ganghofer. S. 83.
- 6) その他、刻んだ鉛片、火薬以外のもので発射する弾、矢の使用禁止。また一般的に狩猟動物に対し、弾倉に三発以上の装填が可能な自動式銃および止どめ以外での拳銃の使用の禁止。
- 7) 例えば、ドイツ狩猟保護協会 (DJV) 発行の狩猟家必携の DJV 手帳では、次の弾を用いるよう勧めている。ライチョウ類 5.6 mm 弾, ノロシカ 5.6 mm 弾, その他のひづめ動物 6.5~9.3 mm 弾。BJG 19条ではノロシカに対して飛距離100 m で弾着時のエネルギーが1000ジュール以上, 同様に、ひづめ動物には2000ジュール以上の銃弾を使用しなければならないと、極めて科学的に規定されている。
- 8) プロイセンの Alt-Dresden の狩猟館は住民に1669年一年間で、狩猟動物を塩漬肉と燻製肉にして
アカシカ 861頭, イノシシ 616頭, ウサギ 646匹
ウズラ 751羽, ライチョウ 65羽, ガン 20羽
ハクチョウ 4羽, ヒグマ 15頭, オオカミ 74頭
オオヤマネコ 15頭, キツネ 170頭, アナグマ 55頭
ビーバー 17頭, カワウソ 27頭, リス 13匹
を売った。当時は猛獣の肉も食膳に上った。Hobusch S. 101.
- 9) 高・低狩猟動物の外に中狩猟動物が設けられている場合もあった。1717年ザクセンでは高狩猟動物にヒグマ, アカシカ, ダマジカ, オオヤマネコ, ハクチョウ, ツル, ヨーロッパオオライチョウ, 中狩猟動物にノロシカ, イノシシ, オオカミ, ライチョウ, 残った動物, 例えばウサギ, キツネ, テンなどが低狩猟動物であった。Hobusch S. 125.
- 10) DJV Handbuch.
- 11) 絶滅したオオカミを再び定住させようという案がある。バイエルン森林地帯 (Bayerischer Wald) でノロシカとアカシカが増え過ぎ、樹皮、幼樹の芽や葉をかじる食害を起こし、甚大な被害を起こしている。これを防止するために、19世紀半ばまでのこの地域に住んでいた、そしてアカシカの数を十分に抑えていたオオカミを導入しようというのである。しかし残念ながら、営林署の持ち出したこの名案も住民の狼アレルギーにあって撤回された。SZ. 85. 2. 5.
- 12) R. Röhrich. prellen の項。
- 13) W. Nordheim. S. 12 "Sig'st Füx, gibt's z'vui. Sig'st koa, gibt's immer no

ドイツの狩猟 (3)

gnaa.”

- 14) 連邦種保護法の具体的細目を定めた連邦種保護令 (1980年8月25日施行) が発効する以前には、BJG の言う有害動物に、その他リス、ハムスターが含まれていた。リスは時には鳥の卵を狙うので、巣荒らし動物 (Nesträuber) の一つとして狩猟家に嫌われていた。一般的に、狩猟鳥の卵やその他の野鳥の卵を襲う恐れが少しでもある動物は、狩猟家にとってはすべて有害な動物である。その意味でリスも例外ではない。
- 15) バイエルン州のスキー保養地 Reit im Winkel で散歩中のシェパードが狩猟家に射殺される事件があった。狩猟家の証言によれば、犬が狩猟動物用の餌場付近の、まだ新しい足跡を追っており、近くに人の姿が見えなかったため、野良犬と判断した。しかも最近二度も狩猟動物が深い雪の中で犬に殺されたことがあった。これに対し、犬を連れていた、保養客の夫婦の説明では、二人はダックスフントを抱いて、他の二匹の犬に先を歩かせながら、散歩をしていた。山道で道が曲がっていたため、ちょっと犬を視界から見失った。そうしたら突然銃声が出た。自分達は殺された犬から30 m と離れていなかった。狩猟家は犬の飼い主が近くにいるか否か、声を出して確認することすらしなかった——現在この事件は犬の飼い主が訴え、係争中である。SZ. 87. 1. 17.
- 16) W. Nordheim. S. 13. および S. 28. 狩猟の問題ではないが、隣家の猫が自分の家の庭に入って来て糞をした、野鳥を狙ったというようなことを原因として、隣人に猫の管理を求めて訴えを起こした例が数件ある。ドイツにはネコに対して一般に厳しい空気が存在するのも、狩猟文化に由来すると考えられる。猫が狩猟の敵であることを科学的に証明しようとする試みもあるらしく、猫の胃の内容物の2～56%は小鳥の残滓から成り立っている、あるいはミソサザイの18%は猫の犠牲となっている、などの調査結果が出ている。Pirsch 87. Nr. 12.
- 17) Mitzschke/Schäfer. S. 359f.

参 考 文 献

- * 「ドイツの狩猟(1)」論集26号に同じ。新たに付け加わったものは、
Ganghofer, Ludwig: Jagdbuch—von Wald und Wild, von Jägern und Wilderern.
Rosenheim. Rosenheimer Verlagshaus. 1978
- Röhrich, Lutz: Lexikon der sprichwörtlichen Redensarten. Freiburg. Verlag Herder. 1973
- Deutscher Jagdschutz-Verband e. V. (Hrsg.): DJV Handbuch 1987. Mainz. Verlag Dieter Hoffmann. 1987
- * 動物名については谷津・内田「動物分類名辞典」中山書店、1988を参照した。